

フランスにおける ユーロ懐疑主義の展開⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾

尾 上 修 悟

I. はじめに

ヨーロッパ統合とユーロの問題に関し、フランスではこれまで、2つの代表的な考え方が表されてきた。1つは、ユーロ熱狂派の考え（euroenthousiasme）であり、もう1つは、ユーロ嫌悪派のそれ（europhobie）である。前者は、ブリュッセル派とも呼ばれるもので、ヨーロッパとユーロの将来に対して常に楽観的な展望を打ち出そうとする。そこでは、障害となる問題は存在しない、とみなされる。この考えに支えられながら、フランスは、ヨーロッパ統合の進展と単一通貨の創設に向けて、一大推進国としての役割を今まで果してきたのである。これに対して後者は、全く逆に、ヨーロッパ統合やユーロを根本的に否定し、それらを感情的に認めようとしない。これは、フランスに伝統的な国民主義に基づくものである。その代表的な論者は、かつてのドゴール（C.de Gaulle）大統領の考えを忠実に受け継いだ、いわゆるゴリス（gaulliste）の一部や、さらにはその極端な例として、ルベン（J-M.Lepen）の率いる国民戦線らの極右翼派をも含んでいる。こうしたユーロ嫌悪派の論者が、フランスで未だに根強く残っていることは確かである。

ところが近年、とりわけユーロが導入されて以降に、以上に見た2つの代表的な考え方とは全く異なる、新しい立場を採る論者がフランスではっきりと増えてきた⁽⁴⁾。かれらの考えは、一般にユーロ懐疑主義（eurocepticisme）と呼ばれている。かれらは、ユーロ熱狂派でもなければユーロ嫌悪派でもない。といって、かれらはまた政治的観点から中立的な立場を採ろうというのでもない。

とくに気をつけておくべき点は、かれらがユーロ嫌悪派とは一線を画すという点であろう。フランスにおけるユーロ懐疑主義の代表的な若手研究者であるマルチノ（B.Martinot）は、ヨーロッパ統合やユーロの姿を正しく捉えるためには、一度、それらの抱える問題点をすべて露呈する必要がある、と主張する⁶⁵。そうした上で、新たためて統合や単一通貨のあり方を見直してみよう、というのが、かれらの基本的な姿勢である。

では、どうして、そうしたユーロ懐疑主義の立場を採る論者がフランスで増えてきたのか。一体、その背後には、いかなる理論的、政策的、かつまた現実的、な問題が潜んでいるのか。それらのことが問われねばならない。本稿の課題は、そうした諸問題を、フランスの主要な論者の議論を追いながら明らかにすると同時に、ユーロ懐疑主義者がフランスで台頭してきたことの意味を考察すること、である。その際に筆者は、2つの検討すべき対象を取り上げることにした。その1つは、ユーロそのものに対する認識の問題である。ユーロを貨幣として見たときに、それはいかなる問題を抱えているかがそこで考察される。もう1つは、ユーロの価値を支えるべくして遂行される経済政策の妥当性の問題である。そこでは、経済・通貨同盟の下で進められてきた金融・財政政策が、各国の国民経済の側から見たときに、果して適切なものかどうか、また、もしそうでないとするれば、各国の異なる要求を組み入れながら、それらの政策においていかなる調整が行われるべきか、という点が以下で検討されることになる。

II. ユーロに対する信認問題

まず、理論的な問題に入る前に、一般市民が、ユーロに対してどのような気持を抱いているか、また、ほんとうにそれに対する信認が市民の間で見られるのか、という点について、アンケートを参考としながら検討してみることしたい。

ユーロは、どうしてヨーロッパ人に受け入れられたのか、また、その根拠はどこに求められるのか、という問いは重要な意味を持つ。それは本質的に、ユーロとヨーロッパ人のアイデンティティとの直接的連関を問うことにつながる

るからである。ケーニヒ（G.Koenig）は、この点に関して、ヨーロッパ建設への強い賛同がヨーロッパ人のアイデンティティの感情によって示されるのではない、と断じる⁶⁶。その場合のアイデンティティは、ヨーロッパ市民に、国民通貨に取って代わるものとして、ユーロを自発的に受け入れさせる上で重要となる。しかし実際には、ヨーロッパ人は、単一通貨であるユーロに基づく経済がはつきりとした優位性を持つ、と認識することによって、ユーロを言わば1つの金融革新として受け入れたのである。そこで、もしもかれらが、経済の優位性がユーロの導入でも不十分であると考えれば、ユーロは拒絶されるであろう。その際に、ユーロをめぐる一般的な不信感、ヨーロッパ建設そのものを疑うことになる。反対に、もしも通貨統合が、直接的な経済効果によってヨーロッパの集合体に対する市民の帰属意識を引き起こし、ユーロをこの帰属の象徴とすることができるのであれば、ユーロに対する不信感を取り除かれる。

以上のようなケーニヒの論断は、実は、ヨーロッパ市民に対するアンケート結果を根拠とするものであった⁶⁷。ヨーロッパ連合（Union Européenne, UEと略）へ自国が帰属することがよいとする市民の割合は、1991年の72%から、1999年のユーロ導入年次には49%へと、20%以上も減少している。一方、マーストリヒト（Maastricht）条約の編者は、ヨーロッパ建設が必然的にユーロの出現を導く、と説く。しかし、アンケートによれば、ヨーロッパへの愛着とユーロの承認とは、ヨーロッパ人の精神の中で必ずしも結びついていない。1998年末に行われたアンケートによれば、ヨーロッパ人の17%は、共通通貨の承認とUEへの愛着との関係を築いてないことがわかる。つまり、かれらはUEに好意的であるものの、ユーロにはそうでない。こうした見解は、例えば、2000年のデンマークによる、ユーロ加盟の担否という国民投票結果に現れた。また、仮にUEとユーロに同時に加盟したとしても、かれらは、ヨーロッパのアイデンティティという深い感情を必ずしも持っていたわけではないし、さらに、自発的にユーロを採用したわけでもないのである。

同じアンケートによると、平均で実に40%以上の人々は、近い将来に自国の国籍でのみ規定される、と考えている。しかもその際に、驚くべきことに、4分の3の人々が、UEについてわずかしから知らないか、あるいはほとんど知ら

ない、と答えていた⁽⁸⁾。

このようにしてみると、実際に UE への帰属意識は、ヨーロッパ市民の一般的な感情を表すものでは決してないことがわかる。そうした状況の下で、ユーロは果して、ヨーロッパ市民に心底受け入れられるのであろうか。この点が問われるに違いない。それは他方で、貨幣の本質という根本的な視点から見たときに、ユーロがいかなるものとして規定されるか、という点を問題にすることになる。

アグリエッタ (M. Aglietta) らは、貨幣が人々に受け入れられるのは、それが、単にコストや利益を合理的に計算できる手段となるからではなく、人々がそれを信認するからである、と説く⁽⁹⁾。そして、その際の信認は、人々の共同体への帰属意識を通じて確かめられる。しかも、そうした信認にはヒエラルキーが存在する。このヒエラルキーこそが貨幣の秩序を保つ。支払手段としての貨幣を発行する最終的な機関の下で、そのようなヒエラルキー的信認が表されるのである。この最終的機関こそが、ある社会的集合体において、貨幣的諸関係の質を保証する権威となる。貨幣システムは、1つのヒエラルキー化された複層的な構造を形成する。そうした構造は、具体的には銀行システムのヒエラルキー的構造に基づく。その頂点に位置する中央銀行は、いわゆる「最後の拠り所としての貸し手 (prêteur en dernier resort)」の措置を取ることで、そのシステムを危機から守るのである⁽¹⁰⁾。

そこで問題となるのは、ユーロが、果して以上のようなヒエラルキー的信認を得ることができるかどうか、という点であろう。貨幣システムとしてユーロ・システムを見たときに、そこには、1国内におけるものと同じレベルの中央銀行は存在しない。ヨーロッパ中央銀行 (Banque Centrale Européenne, BCE と略) は、ユーロ・システムを真に救うことができるのか、他言すれば、それは、最後の拠り所としての貸し手になりえるのか、と問うならば、答は否であろう。ユーロ・システムは、通常の貨幣システムと異なって、以上に見たようなヒエラルキー的信認を得ることができないまま設立されたのである。

そうした中で、ヨーロッパ市民は、ユーロを導入することによる効果をいかに認識していたのであろうか。そうした認識は、プラスの効果とマイナスの効

果の双方に及んでいる⁽¹¹⁾。ユーロ導入直前 (1998年) のアンケートにおいて、まず、プラスの効果として次のようなものが挙げられた。それらは第1に、為替コストの排除、第2に、ヨーロッパを旅行する人々の生活の単純化、第3に、同一の通貨単位での価格表示による購買の容易化、第4に、ヨーロッパ内の貿易コストの削減、第5に、投機の排除による金融市場の不安定性の削減、そして第6に、経済成長と雇用の刺激、である。これらの効果はよく指摘されるもので、とくに目新しいものではない。アンケートの結果は以下のものであった。問われた人々の80%が、最初の3つの優位性を認識していた一方で、かれらの40%は、ユーロの成長に対するポジティブな効果に対して懐疑的であった。さらに、50%を超える人々は、ユーロの雇用改善に対する貢献を信じていなかった。これらのことから推察すると、ヨーロッパ市民の約半数が、成長と雇いを軸とする実物経済へのユーロの効果に対し、最初から疑いの念を抱いていた、と考えることができる。

他方で、ユーロの与えるネガティブな効果としては、第1に、インフレの復活、第2に、国民的な経済政策のコントロールの喪失、そして第3に、ユーロ建て価格システムの実行に伴う困難さ、などが挙げられる。とくに第2の点で問題となるのは、国民的なアイデンティティの存否であろう。まさしく、ユーロとヨーロッパ人のアイデンティティとの関連がそこで問われるのである。結果として、平均で30%の人々が、ネガティブ効果の実現を心配していた。さらに、日常通貨としてのユーロ導入直前 (2001年) におけるアンケートによれば、ヨーロッパ人の40%は、ユーロが利点よりもむしろ欠点をより多く表している、と認識していた。また、そのアンケートにおいて、ユーロがヨーロッパの共通の文化を創り出す上で手助けになると考えていた人達は、全体のたった20%でしかなかった。つまり、きわめて少数の人が、ユーロに対して、技術的で単純な革新以外のものを見ているにすぎなかったのである。このことから、ユーロとヨーロッパ人のアイデンティティとの関係がよく理解できる。

一方、ユーロが導入された後に、その通貨としての力に対して不信感が生じた。ユーロは、実は不振な通貨で、外国為替市場では弱いのではないかと、それは果して国際通貨になりえるのか、というような疑いの念が、人々の間に

ますます浸透してきたのである⁽¹²⁾。ユーロは、導入されてからわずか2年間で25%も切り下げられ、外国為替市場を驚かした。当初、ユーロは、疑いなく「強い通貨」として、少なくともかつてのドイツ・マルクと同じ程度のものとなみなされただけに、その切下げは、人々に一段と大きな驚きを与えた。後から振り返れば、そうしたユーロの「強い通貨」宣言が、そもそも不用意になされたのかもしれない。当初のユーロの切下げの要因は、様々に考えられる⁽¹³⁾。それらは、第1に、米国の高金利による対米資本流出、第2に、ヨーロッパのポリシー・ミックスの非整合性（金融政策は引締めで財政政策は緩和）、そして第3に、BCEの金融政策のわかりにくさ、などである。さらに、それらの個別具体的な要因の他に、ユーロの脆弱性を表すより本質的な要因も指摘されていた。そもそも、各加盟国政府とBCEとの曖昧な役割分担が、ユーロ固有の欠陥を表している。しかも、ユーロの強さを支えるべきUEのファンダメンタルズは、決してよくなかったのである。ドーンブッシュ（J.Dornbusch）が、2001年6月のレゼコー（Les Echos）紙のインタビューで、「ユーロは弱い。なぜならヨーロッパが弱いから」⁽¹⁴⁾と答えたのは誇張した表現であるとしても、当時、その全く逆の状況が現れていなかったことは確かであろう。

他方で、ユーロはまた、その国際化という点で疑問を投げかけられていた。それは、世界で果してユーロ化（euronisation）は起るのか、という問いかけから発する。少なくとも、ユーロ導入開始からまもなくの間で、ユーロの国際化は進んでいない。ドルに次ぐ第2位の国際通貨という考えもまだ定着していないのが現状である。ユーロの重みは、たしかにヨーロッパ内では増大したものの、その他の世界ではそうでなかった。ユーロ圏内の金融市場の分断が、その流動性、及び非居住者にとってのユーロの魅力、を同時に弱めたのである。とくにユーロの、取引通貨・媒介通貨としての役割は遅れている。ドルとの役割分担はまだ現れていないし、近い将来においても、ユーロは、ドルの直接的な代替物にはならないかもしれない。

以上に見たような、ユーロの国際通貨化に対する疑問は、フランスの著名な国際金融研究者の1人であるコーエン（B.J.Cohen）によっても的確に指摘されている。彼は、国際通貨としてユーロを見たときに、深い懐疑心を表す。そ

の根拠として、コーエンは、ユーロの国際通貨化を阻む理由を4つ挙げる⁽¹⁵⁾。それらは第1に、ドルからユーロには急速には転換しない、という慣性の存在、第2に、ドル建ての場合よりも高いユーロ建て取引コスト、第3に、ヨーロッパの経済・通貨同盟（Union Économique et Monétaire, UEMと略）に明示的に内在する反成長の傾向、そして第4に、UEMの統治組織の不明確さ、である。これらの理由の中で、彼は特に、UEMの反成長の傾向を重視する。これこそが最大の問題となる。なぜなら、外国の投資家は、ヨーロッパの収益性と生産性の長期的上昇に対して疑いの気持を抱くからである。実際に金融政策について言えば、ユーロ圏は、先進工業諸国の中で最も緊縮的であった。一方、財政政策も、後の章で詳しく論じるように、「安定成長協定（Pact de Stabilité et de Croissance, PSCと略）によって引き締められる。コーエンは、こうした一連の引き締め政策を、「間が抜けている」とさえ述べて指弾する⁽¹⁶⁾。

このPSCが、ユーロ圏のすべての政府を結びつけている限り、反成長の傾向は財政政策を混乱させる。結局のところ彼は、PSCを放棄して国民的な政府の諸力に立ち返ることを推奨する。このような、コーエンの示したPSCに対する根本的な批判は、結論を先取りする形で言うならば、UEMそのものの抱える矛盾を表している。そのことはまた、UEMの信用不足を物語っており、それが、ユーロの利用者に疑いと混乱の種を播いているのである。

Ⅲ. ユーロと貨幣主権の関係

以上の検討からわかるように、ユーロに対する一般の人々の信認は、その導入直前から乏しいものであった。そこで、そうしたユーロに対する不信感は、一体、いかなる点に根ざすものなのか、ということが問われるに違いない。以下では、この問題を、特に政治的な側面を加味しながら考察することにしたい。

貨幣は、しばしば論じられてきたように、そもそも主権の性格を帯びている。それは言うまでもなく、政治的主権の行為として現れる。その限りで、貨幣は政治的に決して中立的ではない。そうだとすれば、貨幣は政治的行動をとおして、したがってそれはまた、社会的行為を表すものとして、1つの力による影

響を及ぼすことになる。その際の力は、まずは政治的關係の中で表される⁽¹⁷⁾。ユーロは果して、そうした貨幣主権から生じる問題を免れることができるであろうか。この問いかけをめぐって、フランスでは、ユーロ導入以前から、研究者の間で様々な議論が展開されてきた。以下では、それらの議論を整理しながら、ユーロに潜む問題点を探ることにしたい。

ユーロのイデオロギーは、たしかに超自由主義的なものとして措定された。ユーロは、主権国家から解放された仮想的な「貨幣」とみなされたのである。それは、政治的主権と関係しないだけでなく、かつまた、すべての権限から独立した諸中央銀行網によって保護される、と想定された。しかし、こうしたユーロの性格は、まことしやかに人を欺くものであった、とする主張さえ見られる⁽¹⁸⁾。そもそも、ユーロと貨幣主権との関係については、その導入以前から、いくつかの基本的な問いかけがなされていた⁽¹⁹⁾。それらは第1に、ユーロという新しい貨幣は、長い間国民的文化の中に組み込まれてきた貨幣と置き換えることができるのか、第2に、ユーロは、共同体への帰属に向けた、より強い感情のベクトルになれるのか、そして第3に、ユーロはいかなる形態の貨幣主権を取るのか、というような問いかけである。

他方で、以上に見たような、ユーロと貨幣主権との関係を問題にすることは、同時にヨーロッパ経済の統治の仕方を問うことを意味する。事実、UEMはこの問いに対し、国民的諸規制を設けることで答えようとした。つまり、UEMは、経済的立憲主義の立場を採った。この考え方は、実はドイツの主張したものであり、フランスのそれを映し出すものではなかった。ここに、経済統治の仕方をめぐる、ドイツとフランスの違いがはっきりと現れたのである。では、両者の違いは、本質的にいかなるものであったのか。

ドイツの考え方は、一般に、「秩序ある自由主義 (ordo-libéralisme)」と呼ばれる⁽²⁰⁾。それは、ヨーロッパ建設に市場機能を与えると同時に、他方では諸原則を設けることを意味する。このような経済的立憲主義の第1の目的は、やはり、単一通貨ユーロの安定である。それゆえ、共通財としてのユーロのための市場規制が設けられる。この規制が、諸国民国家の歴史に引き継がれた社会的価値と抵触するならば、それは、共同体的帰属と個人的存在との間の軌轢を増

すに違いない。一方、こうした考え方に対してフランスは、国家の保護の下に市場の枠組を定めて成長を導いてきた。すなわち、かれらは、公的なものと民間のものとの絡み合いを伝統的に維持・発展してきたのである。

経済的自由主義を受け入れながら、他方では国民的諸規制を設けるという、ドイツ流の経済的立憲主義という考え方は、果して、今日の金融グローバル化の中で成り立つであろうか。金融のグローバル化は、いうまでもなく超国家性を前提とする。であれば、国民的規制の原則とグローバル金融の見解との間には、根本的な対立が見られる。その対立が、ユーロの到来でむしろ高まるのではないか、という不安が生じる。そうした不安は、当然にユーロの信認に対するものとして現れる。ここに、ドイツ型経済的立憲主義に対するフランスの懐疑心を見ることができる。

フランスにおける貨幣の問題は、一方でフランスとアングロ・サクソンとの対立、他方でフランスとドイツとの間の長い間の対立、という2つの問題として現れてきた⁽²¹⁾。そうした対立の歴史を踏まえて、ミッテラン (F.Mitterrand) 元大統領は、その第2次内閣で、フランスをドイツの金融上の歯車から解放しようとした。フランスにとって、金融政策上の最大の敵は、まずもってドイツ・ブンデスバンクであったからである。彼は、ドイツのテーゼ、すなわち、政治同盟なしに通貨同盟はないとするテーゼに直接反対した。ミッテランは、「UEMは、政治同盟に向けて義務づけられた道である」と宣言したのである⁽²²⁾。これに対して、当時のブンデス・バンクの会長ペール (K-O.Pöhl) は、ドイツの利害と一致する金融政策をあくまでも適用しようとした。彼は、厳しい利子率政策による価格安定を条件として課したのである。

ところで、フランスのマーストリヒト条約の批准をめぐる国民投票の時点においては、戦略的な議論は通貨同盟について行われたのであり、単一通貨ユーロについてはもちろんなかった。通貨同盟と単一通貨は根本的に異なる。通貨同盟が為替相場変動の廃止を意味するのに対し、単一通貨は国民的通貨の廃絶を導く。そうした中で、マーストリヒト条約に関するキャンペーンは、曖昧さの下で展開された。その結果、ユーロの創造は、1995年12月のマドリードで、一般の人々には何も相談されることなく決定される。フランス国民は、UEM

の金融政策と金融構造に一致して同意している、と信じさせられた。しかし実際には、それらは国民から遠く離れた所で決定されたにすぎなかった。ここに、ユーロとその政策に対する今日のフランス国民における不安と疑いの源を見ることができる。さらに言えば、フランスとドイツは、一致してヨーロッパの統合政策を導いてきた、という幻想があった。ところが、両国のいずれにおいても、その第1の望みは、実は、つねに国民的利害の防衛に求められたのである⁽²³⁾。

以上に見られるように、ヨーロッパ建設をめぐる、フランスとドイツの考え方には根本的な対立がある。そもそも、ヨーロッパの規定に関して、両者の見解は全く異なっている。よく指摘されるように、ドイツがフェデラリスト（*fédéraliste*、連邦主義）の教義を振りかざすのに対し、フランスはあくまでもコンフェデレーション（*confédération*、同盟）の立場を採ろうとする。つまり、ドイツが、国民的権力を分散した連邦国家の形態をヨーロッパで実現しようとする一方で、フランスは、諸国家の緩やかな同盟の形態である主権国家の集合体としてのヨーロッパを目指そうとするのである。こうした見解の相違は当然に、UE内での権力組織のあり方の違いに反映される。フランスでは、つねに国家の力が想定されるのに対し、ドイツでは、議会の力の増大が望まれることになる。

ヨーロッパ統合においては、たしかに、いわゆる伝統的な意味での国家は存在しない。したがって、主権的政策を用いる手段もない。このことは、国家主権の行動として規定される貨幣に関して決定的なポイントとなる。実際に、ヨーロッパ政府を表す機関は存在しない。例えば、ヨーロッパ議会やヨーロッパ委員会は政府とみなされないのである。今日のヨーロッパ機関は、ナショナルなものとスーパー・ナショナルなものとの、また、連邦的なものと同盟（連合）的なものとの混合を表している。このことが、あたかも国家権力の外観をとると同時に、議会主義の幻想を生み出しているのである。

BCEは、たしかに連邦的な論理で措定された。しかし、それはあくまでも、ヨーロッパ中央銀行システム（*Système Européen de Banques Centrales*、SEBCと略）のトップに位置するにすぎない。事実、国民的な中央銀行（*Banque Centrale Nationale*、BCNと略）の統治者は、BCEの委員長に反対する手段と権利

を持つ⁽²⁴⁾。ここで問題とされるべき点は、果して、BCEの貨幣主権を行使する際に持つ権威が、組織的な力として保たれるのか、という点である。ヨーロッパ全体のレベルで、BCEに各国の国民的主権を従わせるような、価値のヒエラルキーは実際には存在しない。そこで、もしもBCEが、ヨーロッパ全体にその金融政策を命じるとすれば、そうした行為は明らかに、民主主義の社会秩序にはそもそも組み込まれていない力の行使を意味することになる。これこそが、ユーロの貨幣主権を握ろうとするBCEの、言ってみれば暴力的行為に他ならない。それは同時に、ユーロの持つ暴力性を表す。それゆえアグリエッタらは、結局、ユーロの創造は、国民的主権の欠如に基づく民主主義の赤字に耐えられなくなるのではないかとユーロの将来を疑問視するのである⁽²⁵⁾。

このようにしてみると、ユーロは、貨幣主権の観点からは明確に位置付けられていないことがわかる。BCEとBCNとの関係の曖昧さは、その点を如実に物語っている。そうした中で行使されるBCEの強権こそが問題となるのである。では、もう少し原理的な視点に立って見たときに、ユーロはどのような問題点を持っているであろうか。マルチノは、この点に関して、貨幣概念の観点から詳細な検討を行っている⁽²⁶⁾。以下では、彼の行論を手がかりとして、ユーロに内在する問題点を探ることにしたい。

貨幣の概念は、それを捉える立場によって大きく2つに分けることができる。1つは、貨幣を交易発展の動力とみる立場であり、もう1つは、貨幣をより一般的に、経済政策の全体の中に位置付ける立場、である。後者は、貨幣を国家のサービスに関する手段とみなす。そして、これらの2つの概念は、相対立した姿を表す。それはまず、貨幣発行の独占の問題をめぐって現れる。第1の立場を代表するハイエク（F.A.Hayek）は、貨幣発行の独占を批判する。彼は、中央銀行の独立を信じない。中央銀行は、国家予算を財政的に援助するために貨幣を創り出す。すなわち、そのことは、国家主権を守るために行われる。これに対してハイエクは、市場の論理に沿って、貨幣を非国有化＝民営化することを提起した。ただし、それは、貨幣管理の権限を、国家から完全に独立した中央銀行に委譲することを意味しない。貨幣は、そうした民営化によって、他の財と同じような1つの財となるにすぎない。貨幣の生産は、それゆえ、競争

的な方法にしたがって実現される。そうすることで、すべての民間機関は、市場で固定された利子率で貨幣を発行できるようになる、と彼は主張したのである。

ところで、こうしたハイエクの考えを生かした見解が、実は1980年代にすでに提起されていた、とマルチノは把握する。1986年に、フランスの元大統領ジスカール・デスタン (V.Giscard d'Estang) とドイツの元首相シュミット (H. Schmidt) によって創られた、「ヨーロッパ通貨統合のための委員会」において、民営化されたヨーロッパ通貨単位(ECU)が考えられたのである。その際の ECU は、共通通貨であるが単一通貨ではなく、他の国民的通貨と競合関係にあるものとして措定された。また当時のイギリスの首相であったメイジャー (J. Major) も、1990年に、ヨーロッパ人が現存の異なった諸通貨を競争的に用いることを提起していた。このように、マーストリヒト条約の成立直前においては、フランス、ドイツ、イギリスという UE の主要3カ国の間に、共通通貨に対する認識の一致が見られたのである。この点は、ECU とユーロの決定的な相違であろう。しかし、当時において、何よりも勝っていた通貨はドイツ・マルクであったため、この ECU に関する見解が、真剣に研究されることは残念ならなかった。

一方でユーロは、自発的な社会的プロセスの結果現れたのでは決してない。それは、法的な相場を持つ前に市場でテストされたことはなかったし、その前身である ECU と競合関係になることもなかった。したがって、ユーロはそもそも、きわめて政治的な通貨である、と見ることができる。同時にユーロは、それに代わる国民的通貨よりも安定しているということも、経験によって示されることはなかった。ユーロの硬貨と紙幣の導入は、自発的な社会的需要に対応しない政治的決定によるものであった。しかし他方で、UE の政治的代表者らは、マクロ経済の管理について合意する。そうした管理は、次章以降で詳しく見るように、国民国家の思いのままに任された政策をかなり制限するものであった。各国民国家は、それによって伝統的な介入手段を放棄せざるをえなかったからである。マーストリヒト条約の締結以来示されてきた、ヨーロッパ経済の建設は、景気調整における国家の役割に抗するという、ハイエク主義者

のテーゼに基づいていた。要するにユーロは、ハイエク的貨幣の概念に沿いながら、交易を容易にして市場メカニズムを強化する、というような目的を持つものとして想案された。それは、各国民国家の経済政策に対する幅を与えるために創られた、というのでは決してなかったのである。このような、ハイエク的な考えに基づく安定的なヨーロッパ通貨システムの実現という姿は、すでに1970年代末の段階で、実は、ハイエク自身の表明によって展望されていたことがわかる⁽²⁷⁾。それは、フランスの国際金融研究者による、ヨーロッパ通貨統合と ECU に関する書物の「まえがき」として表されている。

以上に見てきたように、ユーロは当初から、市場の自由化(dérèglementation)という文脈の中に組み入れられる必要があった。そうした自由化は、経済の調整にヨーロッパの国民国家が介入するという、何世紀も続いてきた傾向と逆向するものであった。こうしてユーロは、一方で非常に政治的な要素を持ちながら、他方では、ハイエク的なそれに近い極めて非政治的な性格を帯びたものとして出発した。この両者の間の緊張が、ユーロに対してある種の根本的な脆弱性をもたらすとともに、ヨーロッパの人々のユーロに対する懐疑心を植え付ける結果になった、と考えられるのである。

IV. ユーロの安定と金融・財政政策

前章までにわれわれは、ユーロに内蔵する諸問題を、貨幣としての信認やその本質的な性格をめぐって明らかにした。そこで UEM は、それらの諸問題を抱えたユーロの価値を安定するために、金融と財政に関する諸政策をこれまでに遂行してきた。ユーロを表す€というマークの2本の平行線には、その安定への願いが込められていたのである⁽²⁸⁾。その際に問われるのは、そうした金融・財政政策が、異なる構造をもった国民経済から成るユーロ圏において、果して妥当なものと言えるか、という点であろう。本章では、金融政策と財政政策の各々について、いかなる問題が含まれているかを検討することにした。

まず、単一通貨ユーロを支える金融政策を取り上げてみよう。そこで真先に考えるべき点は、BCE の役割の問題である。ジスカール・デスタンは、2002

年のル・フィガロ (*Le Figaro*) 紙へのインタビューにおいて、「BCE の役割は不明確であり、インフレへの対抗を優先することが、他のすべての目的を断つことを意味しない」と答えている⁽²⁹⁾。ヨーロッパ各国の中央銀行の能力は、財政政策の領域における政府の弱体化と対照的に、ますますはっきりとしてきた。その中で、BCE に与えられた独立性は、UEM における経済政策の2つの軸である、国民的政府と BCE との間の調整を必然的に制限する。最終的に BCE は、PSC に示された統合主義に執着する、という危険な役割を演じてしまう。ジスカール・デスタンが、BCE の役割を懸念し批判したのもそれが故であった、と考えられる。

BCE の主たる目的は、マーストリヒト条約の第105条で明文化されたように、価格の安定を維持することである⁽³⁰⁾。ただ、インフレ率の2%という天井の設定は、UEM の加盟諸国や現実の経済生活のアクター、等と事前に議論する対象にはなっていなかった。この規律の欠陥は、すでにいろいろと指摘されている⁽³¹⁾。第1に、それが非対称的な性格を持っている点。すなわち、2%は上限であるが下限ではない。第2に、それが異質な経済圏内で2%以下という設定を行っている点。この点は、諸国間の競争における調整上の困難さを導く。そして第3に、それは、不況期の手段の減少を導くという点。インフレ率の2%という上限規制は、以上のような問題を含みながら、BCE の政策の中で最優先のものともみなされてきたのである。

ヨーロッパの通貨同盟は、ドイツと米国の中央銀行のモデルにヒントを得ながら、そのトップに連邦的な構造をもった機関を設置しようとした。BCE の独立性は、それゆえ当初から非常に高かった。その幹部は、マーストリヒト条約で最優先された通貨の安定を目的として、思いのままに政策を決定することができる。そこでは、当然に反インフレが最大の関心であった。同時に、ドイツ政府やブンデス・バンク、また大多数のドイツ人は、もしもヨーロッパ通貨同盟が、この反インフレを真剣に保証するものでなければ、それを決して受け入れない、と主張したのである。BCE の幹部と各国政府当局者との間に設けられた障壁は、ヨーロッパの金融政策の方向に関して、後者の影響を排除することを目的とするかなり大きなものであった。それは、まるで「万里の長城」

のようである、とさえ言われる⁽³²⁾。その際の金融政策の目標は、他の各国内で設定されるものと極めて異なっている。そこでは、通貨の安定こそが崇拜される。他の各国中央銀行は、この目標とその他の、例えば、経済活動の維持などの目標との間を調停するしかない。BCE にとって、経済成長はあくまでも第2番目の目標にすぎなかったのである。

一方、インフレ率の上限規制は、小国と大国のそれに対する対応の違いをはっきりと示すものとなった。大部分の小国は当初から、大国、とくにドイツやフランスよりもはるかに高いインフレ率を表している。そこで小国は、この上限規制がある以上は、金融状況の点でより厳しい立場を採らざるをえない。かれらは、あまりに緊縮的な金融政策を遂行しなければならないのである。そうした過度の金融引締め策が、より高い経済成長をもたらす上で有害となることはいうまでもない。BCE の利子率政策は、米国の連銀に比べ、経済成長を促進する上で積極的に働いていないことがわかる。その背後に、ドイツ・ブンデスバンクの意向があることは明らかである。ドイツは、ユーロ圏の経済ダイナミズムをほぼ永続的に抑制しているのではないかと、とさえ考えられる。このような、緊縮的な金融政策による負の影響は、結局、経済力の最も小さくて弱い国により強く現れる。それは、BCE の政策の、小国に対する暴力性を示すものであろう。

他方で、BCE による引締めの金融政策は、その為替政策においてもはっきりとした姿勢を表す。かれらは、米国が低い利子率を設定したときでさえ、高利子率を維持したままであった。それは、もちろんユーロ高を導いた。BCE の当局は、ユーロの切下げが、ヨーロッパの生産者をより競争的にさせる、という側面を見ようとしなない。むしろ逆に、その切下げは、輸入価格の上昇をもたらすことからインフレを引き起こす、と判断されたのである⁽³³⁾。この点は、とくに原油の輸入を考慮して強調された。その結果、2002年からの日常通貨としてのユーロ導入が開始されてからユーロは切り上げられ、このことは、加盟国の輸出業者を苦しめたのである。ヨーロッパの成長は、後に詳しく見るように、財政赤字幅の上限規制がある以上、理論的に見て、外需に、すなわち輸出に大きく依存せざるをえない。もしもユーロ高が続くならば、ユーロ圏の実物

経済の発展は、まさに抑制されたままの状態を強いられるであろう。

ところで今日、フランスでは、ヨーロッパにおける経済成長の遅れが続いているのは、ユーロ圏がPSCによる国民的財政政策の規制を誤って採ったため、という見解すら出始めている⁽³⁴⁾。ユーロ圏はたしかに、最初から連邦的な組織構造を内に含んでいた。ところが他方で、財政的分権化は、政治的に正当化された。そうした財政的自律を維持するための経済的理由は十分にあった。だとすれば、どうして国民的政策に対して、何らかの規制を設けなければならないのか、また、どうして共通の規律が必要なのか、ということが問われるであろう。マーストリヒトとアムステルダム条約は、これらの問いに対して明らかにポジティブに答えていた。しかし、そうした答えの経済的根拠は何なのか、という最も大事な点は必ずしも明らかでないのである。例えば、加盟国に課せられた財政的規制は、公的金融に関する規律に有利となる議論もある。国民的財政政策が従う原則に対して、信認があればあるほど、そうした規制はますます協調的な金融政策を実行させることになる。すなわち、財政政策とBCEとの関係が深まる。逆に、原則に反して、もしも赤字となる財政政策が遂行されれば、それは公的負債の耐えられない蓄積を導く。そのような事態に対し、BCEは財政的救済を制限する⁽³⁵⁾。

このようにしてみると、各国の財政赤字に制約を設けるのは、結局、BCEが、そうした赤字分を金融する準備を十分に持っていないからではないか、と考えることができる。実際に、BCEの資金供給能力と、各国間の財政的トランスファー・メカニズムとは密接に結びついている。後者のメカニズムに関して言えば、ドイツが最大の資金の出し手となる。だとすれば、ドイツが、各国の財政赤字に対して最も厳しい姿勢を表すのはむしろ当然であろう。

ヨーロッパの財政政策は今まで、つねに国民的主権を表明する核となってきた。それは、いつも国民国家の政治的な問題として現れたのである。ところが、UEMにおける財政監視は、まずもって、PSCに基づいた事前の義務と手続きを前提とした。要するにPSCは、財政政策を自動操縦するものとして設定されたのである。このPSCに対しては、これまでも様々な批判が与えられてきた。例えばマルチノは、政策無き貨幣としてのユーロを批判する中で、財政

政策に関するPSCの欠陥を、次の3点にわたって指摘する⁽³⁶⁾。それらは第1に、公的赤字を問題とする重要性は疑わしいこと、第2に、財政均衡に向けた中期目標は理論的に正当化されないこと、そして第3に、公的赤字の絶対的制限は、とくに多様性に基づく通貨同盟において悪いこと、である。結局、規律の厳格さは、当初からPSCの信用を浸食することになる。

また、同様の立場を採るドゥペトリ(F. Depéris)も、ユーロをめぐる経済政策を検討する中で、PSCに対する根本的な批判を次のように表している⁽³⁷⁾。第1に、PSCは、中心的な国々によってもはっきりとは尊重されていない、という点でたしかに信用できない。小国は、かれらの赤字を確実に減少させた。しかし小国にとって、健全な財政コストは大国にとってよりもかからない。小国の活動のかなりの部分は、他の世界に依存しているからである。それゆえ、大国に関して、かなりのコストを課す規律が尊重されないのは否定できない。第2に、PSCの効果は大きくない。ユーロ圏の大国の状況は、景気の悪い時期に緊縮的な性格を課すという矛盾を示している。逆に、国民所得の3%という制限は、景気がよいときには拘束にならない。事実、フランスの当局も、財政規律の欠陥は、財政政策の選択を景気循環に反して行えないことにある、としてPSCを指弾した。第3に、PSCは、加盟諸国が長期にわたって公的債務を続けることを支持しない。しかし現実には、公的債務の比率は高齢化に依存する。財政赤字が国民所得の3%という制限は、より多く借り入れている国々にとって、公的債務比率の削減の保証にはならない。そして第4に、PSCは、国民的財政政策が国民経済の長期成長の道について効果がない、という暗黙の仮定を前提としている。ところが、実際にはそうでない。例えば、2003年のフランスにおける信用凍結は、R&D支出と公的インフラストラクチャーの削減によって、経済の潜在的な成長にかなりの影響を与えたのである。

以上に見られるように、とりわけフランスの研究者、並びに政策担当者はPSCを強く批判した。ここで留意すべき点は、それらの批判が、ユーロやヨーロッパ統合に対する感情的な嫌悪感から発せられたものでは決してなかった、という点であろう。あくまでも現実的な根拠を基にして、そうした批判が展開されたのである。PSCの抱えるそれらの問題は、実は、UEの幹部によっても

認識されていた。ユーロ導入時のヨーロッパ委員会の委員長であったプロディ (R.Prodi) は、ル・モンド (*Le Monde*) 紙のインタビューの中で、PSC は、厳格なすべての諸決定と同様、間が抜けている、と述べている⁽³⁸⁾。現実には、PSC は今日、危機的な状況にある⁽³⁹⁾。しかし、その後継となるものは未だに見出されていないのである。

そうした中でドゥペトリは、批判だけに止まるのではなく、現行の規律は修正されねばならないとして、PSC の改革を提案している⁽⁴⁰⁾。ただし、規律の完全な改定は困難である、と彼はみなす。国民所得の3%という財政赤字の制限は、アムステルダム条約の中に盛り込まれているため、それは、条約の改正によってしか変更できないからである。しかし、他の側面では変更がより簡単ではないか、と考えられる。例えば、第1に、PSC に反景気循環的な要素を含ませること。それにより、国民的な財政政策に対して、安定を図るための幅だけでなく、より安定したメカニズムを付け加えることができる。第2に、インフラストラクチャーの整備や R&D の投資に反する観点を是正すること。それによって、財政政策の選択を、財政赤字の中期的な変化に関して設けられた基準に従わせることができる。

以上のようなドゥペトリの改革案は要するに、財政政策の分権的な性格をあくまでも維持させながら、規律の論理を、経済成長に有利となるように組み立て直すことを意味する。そうすることで、ユーロ圏の成長に有利な公的支出の選択を奨励するだけでなく、各国政府に、ユーロ圏全体が利益を得る支出、例えば、教育、警察、防衛、のようなものに対する支出、の選択が可能となるであろう。そこには、いわゆる「補完性 (subsidiarité)」の原則が適用されている、と見ることができる。

ここまで、われわれは、UEM 下の金融政策と財政政策の双方における様々な問題点について検討を重ねてきた。それらの問題点は、結局、PSC の中に集約された形で表されている。そこで課題となるのは、そうした PSC の枠組の中で、UEM の加盟国間における経済政策の調整をいかに行うか、という点であろう。この点はこれまで、どのように考えられ、いかにして実行されてきたか、あるいはまた、もしもそれが実行されていないとすれば、どこに問題が

あるのか、ということ、以下で明らかにすることにしたい。

V. 経済・通貨同盟下の経済政策の調整問題

マクロ経済の調整問題は、実は、ユーロ導入以前の1997年末からヨーロッパにおける議論の中心テーマとなってきた。1997年12月のルクセンブルグ・サミットでの結論が、「構造的な組織による共通の金融政策を完成する」というものであったことは、その点を如実に物語っている⁽⁴¹⁾。しかし、それはシステムチックな調整を決定するものでもなかったし、また、新しい判断基準を表すものでもなかった。問題となるのは、公式の義務として示された PSC に対して、いかに調整的な対応ができるか、という点である。PSC のねらいは、UEM を安定させ、反インフレ的に向かわせる国際公共財、すなわち単一通貨ユーロを保護することにあった。その際に PSC は、あくまでも規律による調整を重視した。この点は、UEM が、金融政策上の戦略的な調整を許容したことと異なっている⁽⁴²⁾。規律の存在は、たしかに、経済政策をめぐる不確実性を減少させる。しかし同時に、厳しい規律による調整は、その実行が困難になる、という危険性を合わせ持つ。1990年代初めからの、ヨーロッパにおける最重要なマクロ経済的諸問題の1つは、あまりに緊縮的な金融政策にあった、といわれる⁽⁴³⁾。UEM の加盟国がそもそも、かれらの経済政策を共通の利害の問題とみなしていた点を考えると、そうした厳しい規律に基づく経済政策の妥当性が問われねばならない。

問題とされるべき点は、適正なポリシー・ミックスをどのようにして行うか、という点であろう。UEM 内での各国のポリシー・ミックスは、かつてのそれとは決定的に異なった形態をとる。金融政策においては、協定による規律に基づき、利子率やインフレ率に関して共通のものが採用された。それゆえ、ここでは、単一の金融政策と分権化された財政政策とのポリシー・ミックスが遂行されたのである。その際に問われるのは、緊縮的な金融政策を財政政策でいかに調整するか、という点であろう。各国間の財政政策の調整は可能なのか、もし可能とすれば、それはいかにしてそうなのか、が問題となるのである。

PSC で定められた厳しい規律は、いわゆる収斂条件となって現れた。そこで示された基準と数値は、先にも見たように、議論の余地を残すものである。それらは、あくまでも名目的な指標を表しているにすぎず、生産性や1人当り収入、あるいはまた失業率、などの実物的な成果の基準を要求するものではない⁽⁴⁴⁾。たんなる名目的な指標の強制は、実行の上で各国に困難さをもたらすに違いない。例えば、低成長のときに、公的赤字の減少と緊縮的な金融政策は受け入れ難い。もしもそれらを各国が遂行すれば、全般的なデフレ・リスクが生じることになる。このような、非調整というシナリオは、マーストリヒト条約における経済政策の収斂という考えに潜む大きな矛盾を露呈するものであった。そうした矛盾は、UEM の中に引き継がれたのである⁽⁴⁵⁾。

ユーロ懐疑主義の立場を採るフランスの研究者や政策担当者は、UEM の基本的性格に対して、疑いの念を強く表している。以下では、その代表的な論者の1人であるマルチノの行論を追いつつながら、UEM の抱える本来的な諸問題を探ることにしたい。

まず、UEM が政治的同盟なしに出発した点が問題となる。もちろん、過去にも政治的同盟のない多国籍的な通貨同盟は存在した。それは、主権国家と共存する形で現れた。例えば、フランス、ベルギー、スイス、イタリアの参加したラテン通貨同盟(1865-1914年)や、デンマーク、スウェーデン、ノルウェーの参加したスカンジナビア通貨同盟(1873-1922年)がそうである。では、今日のUEM は、歴史的に見ていかなる通貨同盟として捉えられるか。マルチノは、そこに2つの基本的性格を見出す⁽⁴⁶⁾。第1に、UEM は、古典的な意味での国民的な同盟ではない、という点。そこでの参加者は、防衛、国内の安全や法、財政、などで表される国家主権の本質的な属性の一部を放棄しているからである。とはいえUEM は、いわゆる「最後の拠り所としての貸し手」という能力を備えていない⁽⁴⁷⁾。第2に、UEM においては、唯一つの中央銀行と、法制的に変更できない責務が存在する、という点。これらの基本的性格を持ったUEM は、歴史的に最大の多国籍通貨同盟であり、その中で、参加諸国はかれらの貨幣主権を放棄したのである。

このようにしてみると、UEM には、そもそも乗り越えねばならないいくつ

かの課題があった。それらは、まず、中央政府という形態での、1つの行政当局を設立することであり、また、国民的な経済政策に対して強い規制を働かせること、などである。実は、そうした諸々の課題を解決することなしに、ユーロという単一通貨に基づく通貨同盟が発足した。だからマルチノは、ユーロは、ヨーロッパ経済統合の不可避的な帰結としては考えられない、と主張する⁽⁴⁸⁾。ユーロが、長い道のりを経て必然的に生れるという考えは全くの誤りである、と彼は説く。こうしてマルチノは、ユーロを歴史的に連続するものとしてではなく、むしろ歴史的に断絶するものとして位置づける。

たしかに、ユーロに対して見解が統一されていた、と信じるのは幻想にすぎない。そこに見られた、ユーロに対する反対者と賛成者の間の溝は、思った以上に深かったのである。そうした中で、金融専門家の心の底に、通貨同盟に対して確実に懐疑主義が内包されていたことは否定できない。事実、政治的同盟なしに単一通貨が成功するチャンスに関して、数多くのエコノミストはむしろ懐疑的であった⁽⁴⁹⁾。それらのエコノミストの中には、言うまでもなく、フランス人以外の論者も含まれていた。フリードマン(M.Friedman)に代表される、アングロ・サクソンの超自由主義者による批判は、その典型的な例であろう。かれらは、単一通貨のプロジェクトを初めから全く信じていなかった。かれらにとって、為替相場の変動が絶対的に優先されるべきであり、固定相場はばかげていると判断された。こうした、いわゆる新自由主義的視点に立ったユーロ批判に対し、ヨーロッパ側は十分な反論を用意しなかった。というよりはむしろ、第Ⅲ章に見たように、ユーロ自体に自由主義的要素が含まれていたために、そうした批判に反論することができなかったのではないかと考えられるのである。

ところで、UEM における加盟国間の統一性を考える際に、必ず前提とされるべき点は、ヨーロッパのすべての地域で共通な経済サイクルは存在しない、という点であろう。したがって、ある固定された利子率を、ユーロ圏のすべての国に適用することはできない。成長の強い国ではインフレ圧力があり、BCE によって固定された利子率では低すぎる危険がある一方で、成長の遅れている国ではディスインフレにあり、その利子率では高くなりすぎる危険がある。単

一通貨は、貿易を容易にする一方で、国民的な経済循環の同時性を増すという期待を裏切ることになる⁽⁵⁰⁾。このことは、ユーロ圏の経済が最終的に、ますます異質な生産構造をもち、その景気循環も同調しないことを意味する。他方で、ユーロ圏が、マンデル (R.Mundell) の言う最適通貨圏でないことから生ずる問題がある。今日、ヨーロッパで労働力は、期待に反してほとんど移動していない。ヨーロッパ諸国間の専門職の移民は、就業人口の1%以下しか影響を与えていない⁽⁵¹⁾。それは、非常にマージナルな現象と見ることができる。ヨーロッパ諸国間の労働力移動は、過去のそれよりもむしろ弱まっている、とさえ言えるのである。

こうした中で、ヨーロッパ市場の柔軟性は、ほんのわずかししか見られない。価格、所得、生産要素の移動、などのいずれもが、経済的ショックを吸収できないからである。だとすれば、ユーロ圏にとって、自動的に財政的トランスファーを行う必要が生じる。すなわち、経済的に不利な状態にある国が、経済を刺激するために公的支出を増大する一方で、強い成長を示す国は資金移転を通じて財政収入を減らすことになる。しかし、このような自動的財政安定メカニズムは、ヨーロッパで円滑に機能していない。そのメカニズムは、中央集権的な予算の設定がないことを想定しているからである。ところが、実際にヨーロッパでは、共同体の予算の上限が設定されている。それは、UEの国民所得に対する1.27%であり、しかも、その80%は共通農業政策と地域援助に割り当てられる⁽⁵²⁾。このように、財政上の資金移転メカニズムが作用しないとすれば、ヨーロッパ統合が進む一方で、加盟諸国の経済状況の異質性はますます深まるであろう。

では、UEMは、以上のような困難な状況を克服するために、政治的統合に向かって進むのであろうか。もともとヨーロッパ統合が、政治的な要素を含む形で進展してきたことは言うまでもない。したがって、その統合の成果が、政治的観点から判断されたことは確かである⁽⁵³⁾。例えば、フリードマンは自由主義の立場から、通貨同盟に託す望みは、失業やインフレに対する効果ではなくて、ヨーロッパにおける平和に対する効果によって判断される、と述べている。またシュミットは、ドイツは、ヨーロッパの政治的安定という文脈の中で、マ

ルクをユーロに置き換えることをためらわなかったし、ヨーロッパの統合は平和を保証するもので、通貨同盟の技術的な話は、2次的重要さを示すにすぎない、とさえ表明している。たしかに、今までのUEMに関する研究は、政治的かつ経済的な和解によって国民的な貨幣主権を廃絶する必要性を強調してきた。しかし、その結果として、UEMが政治的に統合する方向に進む、という保証はない⁽⁵⁴⁾。

実は、ウェルナー (P.Werner) 報告の段階で、すでに経済政策のための決定センターの創設が奨励されていた。単一通貨の創造は、経済政策に関する集権的な決定能力の出現無しには考えられない、とみなされたのである。そして1989年のドロール (J.Delors) 委員会においても、地域的な統一政策を深めることが主張された⁽⁵⁵⁾。この経済政策の集権化を達成するためには、政治的統合が必要とされる。ユーロの最も熱狂的な支持者達にとって、単一通貨は、真の政治的統合に向けた追加的な道にしかすぎない、とみなされる。そこでは、この政治的統合こそが、ヨーロッパ建設の究極の目的である、と捉えられる。ユーロ熱狂主義者は、ユーロに熱狂するというよりはむしろ、ユーロを一過程として最終的に到達すべき政治的統合に熱狂するのである。

このような、政治的統合を推進するという考えは、とくにドイツではっきりと現れた。ドイツは、単一通貨に向けての市場が、ヨーロッパの政治的同盟の方向に決定的な進展を伴っていなかった、という後悔の気持を強く抱いていたのである。この点について、1993-99年までドイツ・ブンデスバンクの総裁であったティートマイマー (H.Tietmeier) は、ドイツのエリートの考えを次のように表している⁽⁵⁶⁾。「ユーロは、通貨の領域をはるかに越えた大きな歴史的チャンスを提供するであろう。これは、柔軟性とダイナミズムを獲得するだけでなく、永続的な政治的同盟を生み出す好機となる。要するにそれは、経済的には競争的な、そして政治的には統合されたヨーロッパを創るであろう」と。こうしたアプローチによれば、貨幣は、政治以外の手段による政治の継続を意味するにすぎない。

そもそも、ヨーロッパ統合の創始者と言われるモネ (J.Monet) は、統合の進め方に関して、「政治的建設の動向」という機能主義 (fonctionnaliste) の方

法を示した。UEMは、それを新しく応用したものすぎない。モネの言葉によれば、ヨーロッパの市場統合は、真の政治的調整を行った先駆者達の団結心を人々の間で生み出すもの、となる⁽⁵⁷⁾。このロジックに従えば、通貨同盟が、加盟国間のより密接な政治的同盟になることは不可避であろう。では、そうした政治的同盟の下に政治的統合が一挙に進むと考えられるであろうか。

今日のヨーロッパにおける単一通貨は、諸国民経済の異質性を前提として存在する。そこで、ある国が経済危機に陥ったときに、単一通貨政策を維持するためには、諸国間における財政上のトランスファー・メカニズムの発動が必要とされる。そのメカニズムを実現するためには、ヨーロッパ同盟の能力を増す以外にない。したがって、ユーロが十分に成功するには、ヨーロッパの政治的建設が深まらなければならない。ところが実際には、ユーロは、より政治的なタイプの同盟に導く一方で、各国間の政治的対立の火種にもなるリスクを持っている。マルチノは、そうした政治的緊張の現れとして、次の2点を指摘する⁽⁵⁸⁾。第1に、単一の金融政策を施行する困難さ。例えば、あまり恵まれていない経済状態にある国々が、実質利子率の上昇に直面する。あるいは逆に、需要が非常に高まっている国々は、たいへん低い実質利子率の下で貨幣的刺激を与えてしまう。このような不統一が、補償的な財政的トランスファーの要求を引き起こす。この要求は、とくにユーロ圏の周辺部に位置する国で起こる。かれらは、単一の金融政策によって、しばしば損害を被っているからである。このことは、かなりの政治的緊張をもたらす。そうした要求が、通貨同盟の将来にとって大きな政治的リスクとなるであろう。第2に、より政治的な要因がある。それは、ヨーロッパ諸国が、政治経済的集合体の中に特定通貨を組み入れることに関して、より一般的には、当該経済の中に国家が介入する性格と規模に関して、合意することの困難さを意味する。このようにしてみると、結局、単一通貨の導入によって生じる政治的対立は、まず、ユーロ圏内の中心部と周辺部の対立となって現れることがわかる。それは、周辺部を差別化、あるいは疎外する問題に発展する可能性を潜ませている。他方で、中心部内、とりわけドイツとフランスとの間においても、単一通貨の政策をめぐる基本的な対立が見られる。次に、この後者の点について検討を加えることにしたい。

すでに明らかにしたように、経済の統治の仕方をめぐって、ドイツとフランスは原理的に鋭く対立した。この点を踏まえながら、ここでは、より具体的な側面に即してそうした対立の構図を再度考察することにしよう。まずドイツでは、市場経済のルールをめぐる社会的一致が非常に強いのに対し、フランスでは今日、そうした社会的対話が衰退している。このような集団的精神性の型が依然として存在しているがゆえに、社会的規制のあり方は当然に両国の間で異なってくる。それは、規制を行う主体としての国家の役割に関するドイツとフランスの間の相違となって現れる。両国はたしかに、自動的に規制された市場という、アングロ・サクソンの概念を強く拒絶する。かれらはとくに、市場の自発的なゲームが、経済的かつ社会的な最適さに達するとは考えない。しかし、市場の急激な高まりを抑える規制の性格について、両国は明らかに異なった見方を採る⁽⁵⁹⁾。フランスの政治的代表者の大多数は、市場や社会的交渉の自発的ゲームによる経済循環の規制は不満足なもの、と考える。一方ドイツでは、マクロ経済の規制は社会的交渉によって容易に行われた。ドイツにとって気をつけるべき点は、UEM内の国家群が、統制経済に陥らないことであった。かれらは、諸政府が、経済的循環の規制をできるだけわずかにすることを主張した。ドイツは、あくまでも社会的対話が、ユーロ圏の各国を通じて強化される、という点に最大の重要性を見出す。かれらは、そこに単一通貨の長期的な成功の条件を見ようとする。実際にドイツは、1999年に、マクロ経済上の対話を行うための会議の設立を訴えた。それは、経済状況の共通認識を生み出すことを目的とした。かれらは、それにより、ヨーロッパ・レベルで安定したシステムを再び創り出そうとした。しかし、現実には、ユーロ圏のレベルでそのような規制は未だに存在しないのである。

以上のような、社会的規制をめぐるフランスとドイツの対立する姿は、BCEと各国の金融政策との関係がいかにあるべきか、という問題の中にはっきりと現れた。この点に関するフランスの立場は、ミッテラン元大統領によるテレビでの答弁に示されている。彼は、マーストリヒト条約の批准に対する国民投票の前日（1992年9月3日）に、ユーロ懐疑主義者のセガン（P.Séguin）に反対する立場を表明しようとして次のように答えた。「BCEが、かれらの決定を支

配するであろうと言うのを耳にするが、それは正しくない。経済政策は、ヨーロッパ議会の所管に属する。経済政策を決定するものの中で、金融政策は用いられる政策の1つにすぎない。それらを決定するのは、政策に携わる人々である。BCEの代表責任者達は、委員会のメンバーとして対応するであろう。それらのメンバーは、ある種の愛情を、かれら自身の国々の利害のために、間違いなく注ぐであろう」と⁽⁶⁰⁾。つまり、フランスは、ユーロはBCEの支配の下で設けられるのではないことをあくまでも主張する。しかし、ミッテランの演説の中では、金融の目的を国民国家に従わせる、とまでは表されていない。これに対して、ドイツの元首相コール（H. Kohl）は、BCEの規定のメリットを一貫して賞賛してきた。そうした規定こそが、BCEの国家に対する独立性を保証する、と彼はみなしたのである。

ここまでわれわれは、主としてマルチノの行論を追いながら、ヨーロッパの経済政策の調整問題に関し、ドイツとフランスの対立に焦点を当てて検討を重ねてきた。そうすることで、フランスが、ユーロやヨーロッパ統合の進め方に対して懐疑的な立場を採る背景を探りたかったのである。フランスの政策担当者や研究者によるそうした懐疑心は、ドイツがBCEの独立性を主張すればするほどいっそう深まった、と言っても過言ではない。

では、以上に見たような基本的諸問題を抱えるUEMにおいて、加盟国間の経済政策の調整はいかに図られるべきか、という点に対し、フランスは一体、どのような姿勢を示してきたのか。最後に、この点を明らかにすることにした。

VI. フランスの経済統治機関設立案

UEMにおける経済統治問題の歴史的経緯を見ると、すでに1960年代末のUEM創設に関する最初の議論で、経済統治（gouvernance économique）と通貨統治（gouvernance monétaire）がどこまでいっしょになって進むか、という問題が討議されている⁽⁶¹⁾。このときの責任者は、フランスの元首相バール（R. Barre）であった。ここで、通貨同盟は通貨の統合と中央銀行システムの創設

を、かつまた経済同盟は、共同市場だけでなく財政政策の領域におけるある程度の集中を、各々意味した。そして1970年のウェルナー報告で、金融政策と中央銀行がいかにして経済組織の上で同伴するか、という問題が設定されたのである。

このように、経済統治と通貨（金融）統治の両者を並行して進めるという考え方は、とくにフランスが主張したものであった。もともとフランスとドイツの間には、繰り返し見てきたように、経済統治の方法をめぐる鋭い対立がみられた。ドイツは、フランスの主張する経済統治という考えに対し、それが実際には、BCEに対する政治的管理を意味するのではないかという懸念を抱いた。他方でフランスが心配したのは、経済統治の観点からすると、何の調整もされないUEMが、BCEによってのみ管理されるという点であった。とくにフランスは、UEMが、反インフレに極度に拘わるという点を問題にした。果して、フランスが抱くような、経済統治のないUEMに関する心配が妥当なものかどうか、このことが問題とされねばならない。

UEMはそもそも、いくつかの挑戦をその内部に含ませている。それらは、金融政策と財政政策との間の均衡をどのように達成するか、また、マクロ経済政策をいかに仕上げるか、さらに、民主的な統治をいかに行うか、などである。もちろんUEMは、それらの挑戦に応えねばならない一方で、実は、より根本的な問題も抱えている。それは、UEMという表現の中にすでに見出すことができる。経済同盟は、財政政策のような各加盟国のマクロ経済政策に従うのに対し、通貨同盟は、単一通貨や利率を決定して為替相場制度の施行を確実にするような単一の通貨当局の考えに帰着する。つまり、UEMは、性格の異なる2つの同盟をその構成要素としている。この点は、UEMの非対称性を如実に示すものである⁽⁶²⁾。そこでUEMが正しく管理されるためには、財政政策と金融政策が均衡するようなポリシー・ミックスが行われねばならない。

実は、1970年のウェルナー報告が出された段階で、2つの機関が並行して創られることが想定されていた⁽⁶³⁾。それらは、連邦準備銀行（eurofed）と経済政策の決定センターである。また、それらに対する議会のコントロールも当初は検討されていた。ところが、1979年に成立したヨーロッパ通貨システム（Sys-

tème Monétaire Européen, SME と略) は、より進んだ UEM の創造を予定しなかった。フランスを除けば、他の SME 加盟国は、かれらの金融政策をドイツ・ブンデスバンクのそれと結びつけていたのである。

1970年代に UEM について議論されたとき、それが、より連邦的なヨーロッパの建設に向けたプロセスの一部になる、という考えが出された⁽⁶⁴⁾。これは言うまでもなく、より集権的な共同体の予算を持つということにつながる。公的基金の一部がヨーロッパ・レベルで移転するという考え、すなわち財政的資金移転の考えは、マクドゥガル (D. MacDougall) を長とした専門家委員会が1977年に討議された。そこで、連邦あるいは単一国家の中では、資金移転に基づく自動安定装置は、連邦の一部でのみ生じる問題を管理できる、とされたのである。しかし、1980年代末にマクドゥガル報告が再検討されたとき、今度は、どこかの国で経済的ショックがあったときには共同体がそのための予算をもつ必要はない、と判断された。そこでは、国民的レベルでの他のメカニズムが、国内経済内のすべてのリセッションを管理できる、とみなされたのである。このように、当初考えられていた財政資金移転メカニズムの構想は、1980年代に消えてしまった。このことは、資金移転を可能とするような資本豊富国 (大国) の財政資金的余裕がなくなったことと同時に、金融のグローバルな自由化に伴って資金を国際金融・資本市場から調達可能になったこと、言い換えれば、資金の公的移転から民間移転への転換、を意味すると考えられるのである。

ところで、共通予算の資金を再配分するという自動調整メカニズムが機能するためには、課税によって金融される連邦予算が必要となる。しかし、仮にそうしたメカニズムがうまく機能したとしても、それによって UEM の抱える非対称性の問題が根本的に解決される訳ではない。そこでは、どうしても適切なポリシー・ミックスが必要とされる⁽⁶⁵⁾。ドゥペトリは、それを保証するためには、2つの可能な選択があることを示唆している⁽⁶⁶⁾。第1に、政策の固定できる1つの機関を創ること。これにはドイツが反対した。超国家的な経済機関が、BCE に対して指図する、と考えられたからである。他方で、UEM が十分な調整なしに設置されるならば、インフレ圧力が生じることをドイツは心配する。第2に、国民的な財政当局に対して規制を設けること。結局、前者については

意見の一致が見られず、後者が選択された。この第2の選択の道は、経済的な収斂条件の設定を導いたのである。

ところで、UEM が以上のような、各国の国民的な経済政策に対する規制、という選択を行ったとしても、最大の問題となるのは、BCE の独立性という問題であろう。BCE が何もコントロールされずによいのか、という点は、UEM における民主主義の問題にそのままつながる。フランスが当初から、UEM の運営に懐疑心を抱いていたのもそのためであった。そこでかれらは、そうした BCE に対するコントロールを行うためにも、ヨーロッパ全体の経済を統治する機関の設立を主張したのである。では、どうしてフランスは、そうした機関の設立に積極的になり、また、その機関が UEM のプロセスで重要な役割を演じることに期待するのか。以下では、ドゥペトリの行論を追いながら、この点について考えることにしたい⁽⁶⁷⁾。

まず、1989年のドロール委員会で、ドロール自身が、UEM はあまりに金融問題に焦点を絞り込みすぎるため、より社会的な他の問題を脇に置いている、と表明する。この段階では、彼は UEM に含まれる根本的な問題をよく理解した上で、議論的を金融のみに矮小化しなかった。これに対して、当時のドイツ・ブンデスバンクの総裁ペールは、フランスの主張する統治機関が金融政策のコントロールを壊してしまい、ドイツ経済を危険にさらす、と心配した。このようなドロールとペールの間に見られる思惑の違いは、ここまで再三指摘してきたように、経済政策に対する統治の仕方をめぐるフランスとドイツの間の差異に基づくものであった。

ここで、両者の対立を、原理的な観点から今一度整理しておこう。ドイツの統治方法の原理は、先に指摘したように、「秩序ある自由主義」と呼ばれるものである。そこでは、インフレこそが経済の安定に対する最大の脅威であり、それゆえ金融政策は、まず何よりも前にインフレと闘わなければならない。そして、この金融政策に関して、かれらは政治的妥協というよりも規律を好む。というのも、そうした政治的妥協が、価格安定の基盤を崩すことになる、と心配するからである。一方、フランスの統治方法は、経済統制主義 (dirigisme)、すなわち、経済に関する政府決定主義の立場を採る。そこでは、最後の抛り所

として、テクノクラートや規律ではなく、政治家が金融政策を導く、と捉えられる。

以上のような、統治方法に関するドイツとフランスの相違が見られる中で、フランスは結局、UEMがドイツの経済文化により近い、という点を認めざるをえなかった。しかし、フランスは同時に、かれら固有の経済文化により一致させるための影響を何とか与えようとした。その結果、経済統治に関する機関の設立が提起されたのである。1990年12月に、元首相のベレゴヴォワ（L.Bérégovoy）が、経済統治機関（gouvernement économique）の考えを正式に表明する。この考えは、金融政策について、BCEが行使するコントロールに対し、一種の政治的対抗物をヨーロッパ・レベルで持つということを示している。マーストリヒト条約の際にフランスが示した計画は、金融政策に責任のあるBCEが、その他の経済政策に責任のある各国政府と話し合う、というものであった。経済の諸問題と金融のそれらとの間の同時的な並行関係を無視すれば、UEMは失敗に終る、とかれらはみなしたのである。フランスは、ヨーロッパにおいて異なった規制方法を採用することを強く望んでいる。この点に関して、かれらが提起したことは2つあった。1つは政治的なもので、もう1つは経済的なものである。まず、政治的目標は、UEM内での経済と金融との間のより大きな並行関係を創り出すことであり、他方で経済的目標は、最良のポリシー・ミックスを遂行することを意味する。1990年代を通じて、フランスの政府は他の加盟国政府に対し、経済統治機関の創立を受け入れるように盛んにロビー活動を行った。その際にドイツは、BCEが他の機関からの指図に従わないことを確認する。一方フランスは、BCEとすべての国民的な中央銀行が独立的である、という原則を容認する。実は、フランスはこのことを最初に認めた国であった⁽⁶⁸⁾。

フランスの主張する経済統治機関の目的は、あくまでも加盟国政府の採用する諸政策を調整することである。では、フランスはどのようにしてこの機関の設立を訴えたのか。そこには、かれらのUEMにおける地位の確立という問題が横たわっている。フランスは、ドイツのたんなる追随者としてではなく、UEMの共同創設者になりたかった。かれらは結局、UEM内での発言権を行使できる

場を持ちたかったのである。そうしたフランスの政治的思惑は別として、経済統治機関を促進する根拠は、UEM内での金融と経済の並行した関係の必要性に見ることができる。そこでは、超国家的な金融当局の創造とともに、超国家的な経済当局を合せて創り出すことが目指されたのである。

以上のような理念に基づく経済統治機関に関して、問題点ももちろん見られる。まず、そうした機関の行使できる力に関して、ドイツとフランスが異なった見方を採る点が問題となるであろう。ドイツは、BCE以外のすべての新しい機関が、金融政策に関するBCE自体の自律性を減少させることを強く心配する。これに対してフランスは、経済統治機関という新しい機関に、最小限の力以上のものを与えないことを強調する。したがってかれらは、BCEに対する経済統治機関の実際の影響について何も心配していない。もう1つの問題は、BCEの政策に関するものである。ドロールは、その政策が反インフレのみに集中するのであれば、それは、各国の経済運営の方法としては十分でないと主張した。彼はそこで、成長を保証するメカニズムの導入を望んだ。ドロールは、フランスの考えを代表する形で、UEM下での実物的側面の問題を重視したのである。これに対してドイツは、あくまでもBCEの独立性が脅かされることを懸念し、新しい経済機関に対して無関心の姿勢を崩さなかった。

ところで、UEMの構造は、すでに明らかにしたように、そもそも非対称的であった。それは、金融政策に責任のある超国家的機関を設置する一方で、財政政策の領域ではこのタイプの機関を全く含んでいない。ところが実際には、異なった国々の経済循環は必ずしも一致しないのであって、UEMにおける各国間のマクロ経済政策の調整がどうしても必要とされる。そこでは、諸国間の異なる経済政策をいかに統治するかが問われる一方で、各国がかれら自身の財政政策をいかに用いるかが問題となる。このような、矛盾した2つの要求を管理するために、経済統治機関がより重要な役割を演じる、と考えられる。ヨーロッパ諸国間の金融政策が統合するのは比較的簡単であったのに対し、経済政策の方は、より漸進的な方法でしか調整されていない。この点を踏まえてフランスは、経済統治機関なるものが、金融政策と財政政策との間の均衡に対して発言権を持つことができることをドイツに対して示唆した。その際に、先に見

たように、そうした機関がBCEの独立性を脅かすものではない、つまり、それはBCEに対して必ずしも指図を与えるものではない、ということ、フランスは訴えた。ところがドイツは、初めからフランスに対して不信感を持っていた。かれらは、フランスの提起した新しい機関が、最終的にBCEの権限を抑えるのではないかと心配した。その結果、経済統治機関の設立はヨーロッパで受け入れられなかったのである。

フランスが経済統治機関の設立を提案した背後には、すでに述べたように、UEMにおける政治的利権の獲得という思惑が強く働いていたことは否定できない。しかし、その理念は引き継がれねばならないであろう。もしも経済統治機関のようなものがなければ、UEMで生じた経済政策をめぐる諸問題は、結局、PSCの下で定められた収斂条件などの規律を通じて管理せざるをえなくなる。それにより、諸国間で不満の声が高まることは間違いない。そうした中で、現実にUEMにおいてマクロ経済政策に関する政府間協力が始動したことも確かである⁽⁶⁹⁾。例えば、1997年に創設されたユーログループや、経済蔵相会議(Conseil des Ministres de l'Économie et des Finances)などのような新しい諸機関が設立された。とくに後者は、経済統治機関の崩芽になるもの、と考えられるのである。

VII. 結びに代えて

— フランスにおける失業・社会問題の悪化とヨーロッパ統合のゆくえ —

以上、われわれは、ユーロそのものに潜んでいる諸問題、並びにその価値を安定させるための経済政策をめぐる諸問題について、フランスにおけるユーロ懐疑主義の立場を採る論者の考えを跡付けながら議論を重ねてきた。冒頭でも述べたように、そうしたユーロ懐疑論は、フランスに伝統的な保守派による国民主義に基づくものでは決してなかった。それは、現実のフランスの経済・社会に映し出された困難な諸問題を見据えながら発せられたのである。実際に、そうした諸問題に直面したフランスの人々は、現状への強い不満、さらには怒りの気持さえをも露わにしていた。このような人々の感情は、2005年に入り、

2つの象徴的な現象となって噴出する。1つは、5月29日に行われたヨーロッパ憲法条約批准の国民投票による否決であり、もう1つは、10月末から始まったパリ郊外での暴動であった。そして、それらのいずれの背後にも、深刻な失業・社会問題が共通の問題として横たわっていたのである。

今日、フランスはドイツと共に、大量失業の問題に悩まされている。この問題はもちろん、フランスにおいて目新しいものではない。1960年代のポンピドゥ(G.Pompidou)政権のときに、失業者はすでに100万人を超えており、それは一大社会問題と化していた⁽⁷⁰⁾。この大量失業は、その後1980年代以降になって、それまでとは全く異なった規模で展開する。1980年代に150万人となった失業者は、1990年代には200万人に増大し、さらにその末には実に300万人の規模に達する。そしてユーロ導入後も、失業者は250万人以上という高い水準を維持したまま推移している⁽⁷¹⁾。まさしく、大量失業の問題は、量から質への転化を意味し、今日のフランス経済が解決すべき最大の課題となっているのである。

ところで、そうした大量失業現象は、フランスに固有なものではない点も留意すべきであろう。それは、ユーロ圏全体に見られるものである⁽⁷²⁾。従来、ヨーロッパの失業は、いわゆる不況から生じる景気循環的失業ではなく、労働市場の硬直さに起因する構造的失業である、とみなされてきた。しかし最近になって、フランスの経済分析審議会は、そうした構造的失業と呼ばれるものは、実は、長期化した景気循環的失業の結果にすぎないことを表明している⁽⁷³⁾。ヨーロッパは、拡張的政策を無視して不況を長期化させたために、失業が構造化してしまった、とかれらは分析する。フランスは、その典型的な例として挙げられるのである。事実、1990年代からフランスは一貫して金融引締め策を遂行し、それはG7の中で最も緊縮的であった⁽⁷⁴⁾。その結果、フランスの失業率は、ユーロ圏全体のそれを継続的に上回る。しかも特徴的なのは、ユーロが日常通貨として導入された2002年以降に、失業率が高まった点である⁽⁷⁵⁾。この点はまた、ユーロ圏全体にもあてはまる。こうしてフランスの失業率は、国民投票の直前(2005年4月)にいたるまで、10%台の異常な高さを維持する。それは、その間の極めて低い成長率と実に対照的な姿を表していた⁽⁷⁶⁾。

今回のフランスの国民投票結果は、以上のような大量失業問題と、実は密接

に結びついていたのである。事実、ル・モンド紙の分析によれば、失業者の約8割が、また失業に晒される度合の非常に高い日雇い労働者もその8割近くが、各々反対票を投じている⁽⁷⁷⁾。その割合は、全体の平均の割合(54.87%)をはるかに上回るものであった。さらに、失業率が高い地域ほど反対票を投じた割合がより高かったことも判明している。前章までに検討したように、ユーロの安定を図るための経済政策と、それをめぐる各国間の調整の欠如、によって人々、とりわけ失業者は不満と怒りの気持を表明した。今回のフランスの国民投票に、そのことが集約された、と言っても過言ではない。

一方、失業問題に関して、われわれは1つの重要な問題を見過してはならない。それは、社会構造から生じる失業問題であり、言ってみれば、社会的失業とも呼ぶべきものである。しかもそれが、社会的差別と結びついている点も忘れてはならない。実際にフランスの失業率は、就業人口全体に対して決して一様ではないのである。まず、外国人労働者の失業率は、2003年の時点で平均の2倍(約19%)に達している⁽⁷⁸⁾。かれらの4割は日雇い労働者であり、失業に晒される度合がきわめて高い。その中で、とくにフランスの旧植民地であるアルジェリアやモロッコなどの、いわゆるマグレブ(Maghreb)出身者の失業率が群を抜いて高い。それは、約30%近くにも及んでいる。しかも、その中核に位置しているのが、15—24才の若者である。とりわけ、その内の女性の失業率はいっそう高くなっている。さらに、こうしたマグレブ出身者の失業率の高さは、すでにフランス国籍を獲得した第2世代の移民にもそのままあてはまる。かれらこそ、まさしくフランス社会で排除され、疎外されてきたのである⁽⁷⁹⁾。ここにわれわれは、差別的失業とも呼ぶべき、もう1つの深刻な失業問題がフランス社会の底に横たわっていることを確認できる。

今回のパリ郊外のマグレブ出身者を中心とする若物の暴動が、かれらの疎外感を解き放つ手段と化したことを、はっきりと認識する必要がある。それは、一部で言われているようなフランス社会におけるキリスト教対イスラム教という、宗教的対立を表すものでは決してない。そうした暴動は、旧植民地からの第1世代移民の子供達による反社会運動を示しているのである⁽⁸⁰⁾。そのことはまた、フランスにおける社会的分裂の危機をも表している。レクスプレス(L

'Express)紙は、今回の暴動に関し、“パリはなぜ燃えているのか”と題した特集を組み、その中で、そうした暴動が1968年の5月革命に類似したものとして、社会の崩壊をもたらすものである、と警告した⁽⁸¹⁾。シラク(J.Chirac)大統領が、暴動後2週間以上を経てテレビ演説を行い、その中で盛んに、今回の暴動がフランス人のアイデンティティと社会的分裂の危機につながることを強調したのも、そうした危機が現実には迫っているからであった⁽⁸²⁾。また、その中で彼は、初めて雇用における差別の存在を認めたのである。

他方で、今回の暴動は、哲学者でミッテラン元大統領の特別顧問であったアタリ(J.Attali)がいみじくも述べたように、この20年間における移民政策の欠如と文化的偽善の帰結を如実に物語っていた⁽⁸³⁾。たしかにフランスは、これまで移民問題を論じることを拒絶してきたのである。さらに、ドヴィルパン(P.de Villepin)首相が、1955年のアルジェリア独立運動の際に発した非常事態(État d'urgence)宣言を今回再び行ったことを思うと⁽⁸⁴⁾、フランスは実に半世紀にわたって、旧植民地から生じる問題を未解決のまま据え置いてきた、と言ってよい。今回の事件はまさに、フランス植民地主義の瓜跡を内外に強く印象付けるものであった。

ところで、フランスにはこれまで、以上に見たような社会的分裂の問題が、失業以外の形によっても現れてきた。それは、いわゆるオクシタニー(Occitanie)問題と呼ばれる南北問題である。そこでは、北の先進工業地域と南の後進農業地域という、2つのフランスの存在が問題となる。こうした社会経済構造の分極化は、国民投票の結果にそのまま反映されてきた。前回のマーストリヒト条約批准の際にも、実は、都会に住む富裕者は賛成票を、また、田舎に住む貧しい人々や日雇い労働者は反対票を、各々投じていたことがその後の分析で明らかにされている。そして今回のヨーロッパ憲法条約批准においても、やはり同様の結果が示された⁽⁸⁵⁾。とくに農業労働者の圧倒的多数(7割以上)が反対に回ったことがわかっている。さらにフランスにおいて複雑さを増している点は、今やその社会構造が多極化の様相さえ示している、という点であろう。南部の農業地域以外に、もう1つの周辺部として、旧植民地から移住した人々の社会が存在する。そうした移民社会こそが、南の中の南という周縁部社会と化して

いるのである。この点でフランスの社会経済構造は、かつての2つのフランスから3つのフランスへ分裂し始めている、と言っても構わないであろう。こうした社会の不平等さを伴った多極化現象は、実は、フランスのみならず、ヨーロッパ全体に、とりわけ統合を推進してきた中核の国々に、共通して見ることができるのである。

では、以上に見てきたような、失業や国内での南北問題に端を発した社会的分裂という危機的現象を、ヨーロッパ統合やユーロは、果して食い止めることができたであろうか。問題とされるべき点はこの点であろう。ここで繰り返して強調したい点は、ユーロの価値安定を図るために各国がPSCを受け入れることは、基本的に経済成長と雇用促進を犠牲にせざるをえなくなることを意味する、という点である。ユーロの導入は、ヨーロッパにおける慢性化した失業の問題を内に抱え込んだまま進められてきた。この点をまず認識する必要がある。さらにフランスに即して見ると、農業問題という難題が控えている。ヨーロッパ域内での農産物自由化の推進と、農業補助金削減の圧力は、フランス農業に重大な打撃を与えることは間違いない。フランス農民による度重なるデモは、かれらの不安感と怒りを直接に表していた。振り返ってみると、もともとヨーロッパ統合は、フランス農業とドイツ工業の双方の発展を促すための妥協の産物として成立した。ここにきてフランス農業は、UE域内において大きな譲歩を迫られているのである。

このような状況の下で、フランスの人々は、ユーロの導入に対して次第に不満の想いを募らせていった。そうした感情を裏付けるかのように、国民消費審議会は、フランス国民の4人に1人以上がユーロの導入により生活上の困難を経験することになる、と予想していた⁽⁸⁶⁾。失業の悪化や雇用不安の増大は、そのような困難を代表するものであった。そして、現実にユーロが導入された後も、人々の不満は無くなるどころか、むしろいっそう高まったのである。2005年の8月から9月にかけて、ヨーロッパ全体にわたって行ったアンケートによれば、統合によって生活が良くなったか、という問いに対して、フランスとドイツでは大多数がネガティブに答えている⁽⁸⁷⁾。その反応は、とくに日雇い労働者の間で強く表された。事実、かれらの社会的保護は、両国で弱いのである。

さらに、フランスでは、ヨーロッパ統合による繁栄を国民の17%しか認めていないし、また、ユーロに対する嫌悪感も、他国に比べてひと際高まっていることがわかる。フランスの研究者の間で、傾向としてユーロ懐疑主義者が増えていることは、実は、こうしたフランス国民の感情を自然と映し出している、と見ることができる。

では、このような危機的状況から脱け出るためには、今後、どのような事が目指されるべきであろうか。まず第1に、とくにフランスにおいては、エリート政治家と一般市民との間の感覚上のずれを解消する必要がある。今までにも度々指摘されてきたこのずれは、今回の国民投票で鮮明に現れた。シラク大統領は、国民の怒りの声を聞くことがなかったし、UEMの立役者であるドロール(J. Delors)も、ファイナンシャル・タイムズ(*Financial Times*)紙の投票結果に関するインタビューで、国民の望みが理解できないことを露わにしている⁽⁸⁸⁾。こうした両者の間のずれの存在は、同時に、これまでのヨーロッパ統合が、政治家、官僚、並びに企業家を含めたエリート達意思決定に先導されて進められてきたことを、ここで再認識させるものであった。だとすれば、統合の進め方を根本的に変えることが、今後を考えられねばならないであろう。

先に見たル・モンド紙による今回の国民投票の分析によれば、フランス社会党党員の6割が反対票を投じていた。こうした現象は、前回のマストリヒト条約の批准においては決して見ることができないものであった。ヨーロッパ統合に向けて意思統一されていた社会党は、ここにきて分裂した。われわれがここで真剣に考えねばならない点は、社会党党員の過半数が批准に反対したことの意味である。今回の国民投票の前に、社会主義の精神を強く訴えるエマニュエリ(H. Emmanuelli)が中心となって、早い段階から批准に反対する運動を展開した⁽⁸⁹⁾。それは、アングロ・サクソン流の競争原理に基づく自由主義思想をはっきりと示したヨーロッパ憲法条約が、結局は、失業者、日雇い労働者、並びに移民第2世代、などの社会の最底辺に位置する弱者をいっそう痛めつけることになる、と彼が察知したからに他ならない。

このようにしてみると、従来のヨーロッパ統合が、いかにエリート群の決定による上からの統合であったかがよくわかる。そこには、国民の意思が十分に

反映されていなかったのである。今回の投票結果を受けて、社会党は左傾化に逆戻りした⁽⁹⁰⁾。ここにきてかれらは、弱者を救済するという社会党本来の姿に立ち返った。元蔵相のストロース・カーン (D.Strauss-Kahn) は、今後はフランス流の社会モデルに基づきながら第3の道を模索すべきである、と訴えている⁽⁹¹⁾。今や、フランスが今後どのような道を探るかが、UEの望ましい将来を考えるための議論で、中心的な話題となっているのである⁽⁹²⁾。言うまでもなく、そうした新しい道は、国民を主体とした下からの統合を示すものでなければならない。しかも、その際の統合には、ヨーロッパ全体の統合だけでなく、移民の国内における統合をも含む。このような、下からの2つの統合を同時並行的に進めることによって初めて、ヨーロッパ全体に対する帰属意識を前提とした単一通貨が設定され、それを軸とした真のヨーロッパ統合が図られる、と考えられるのである。今日の状況は、そうした統合に向けた、必要であれば根本的に是正が可能な、1つのプロセスにすぎないことを、われわれはここで新たに認識する必要がある。

注

- (1) 本文中の用語の表記は、フランス語表記による。
- (2) 本論文の第IV、IV、VI章は、拙稿「フランスにおけるユーロ導入と失業問題—ヨーロッパ憲法条約批准否決の経済的背景をめぐって—」(「経済論叢」京都大学、第176巻第3号に掲載予定)の第III、IV章に加筆したものである。
- (3) 本論文は、筆者が2004年4~9月まで客員研究員として滞在した、パリの Sciences Politiques における研究成果の一部である。ここで、そうした研究機会を与えていただいた西南学院大学に深謝申し上げたい。
- (4) ユーロ懐疑主義を前面に打ち出した研究として、次のようなものが挙げられる。Martinot, B., *L'euro, une monnaie sans politique?* L'Harmattan, 2003. Pochet, P. & Vanhercke, B., eds., *Les enjeux sociaux de l'union économique et monétaire*, Presses interuniversitaires européennes, Bruxelles, 1998. Rosa, J-J., *L'erreur européenne*, Bernard Grasset, 1998. *problèmes économiques — L'euro, une monnaie forte?*, No 2848, La documentation Française, mercredi 31, mars 2004.
- (5) Martinot, B., *op. cit.*
- (6) Koenig, G., "L'acceptation de l'euro et le sentiment d'identité européenne", in Koenig, G., dir., *L'euro vecteur d'identité européenne*, Presses universitaires de Strasbourg, 2002, pp.88-89.
- (7) *ibid.*, p.90.
- (8) *ibid.*, pp.91-93.
- (9) Aglietta, M., et Orlean, A., *La monnaie souveraine*, Editions Odile Jacob, 1998, P.2

- (10) *ibid.*, pp.24-28.
- (11) Koenig, G., *op.cit.*, pp.91-93.
- (12) Bourguinat, H., *L'euro au défi du dollar — Essai sur la monnaie universelle —*, Economica, 2001, pp.4-5.
- (13) *ibid.*, pp.21-22.
- (14) *ibid.*, p.26.
- (15) Cohen, B., "Pourquoi l'euro n'est pas pres de remplacer le dollar" in *problèmes économiques — L'euro, une monnaie forte? —*, La documentation Française, no 2848, 31 mars, 2004, pp.20-21.
- (16) *ibid.*, p.26.
- (17) Renouvin, B., et Fernoy, S., *Le krash de euro*, Edition du Rocher, 2001, pp.64-65.
- (18) *ibid.*, p.71.
- (19) Aglietta, M., et Orlean, A., *op.cit.*, pp.29-30.
- (20) *ibid.*
- (21) Renovin, B., *op.cit.*, p.63.
- (22) *ibid.*, p.92.
- (23) *ibid.*, p.98.
- (24) Devoluy, M., *La Banque centrale européenne*, Presses universitaires de France, 2000, p.20.
- (25) Aglietta, M., et Orlean, *op.cit.*, p.30.
- (26) Martinot, B., *op.cit.*, pp.48-53.
- (27) Salin, P., *L'unité monétaire : au profit de qui?*, Economica, 1980.
- (28) Alleron, M., Bon, P., Bonnaud, J-J., *Les enjeux de l'euro*, Economica, 1999, Annexe3.
- (29) *Le Figaro*, 8. jan. 2002.
- (30) Conseil de communautés européennes, *Traité sur l'union européenne*, 1992, p.29. Devoluy, M., *La Banque centrale européenne*, Presses universitaires de France, 2000, p.21.
- (31) Martinot, B., *op.cit.*, pp.82-84.
- (32) Depétris, F., dir., *Politique européenne — L'euro : une perspective politique*, numero 10, L'Harmattan, 2003, p.61.
- (33) *ibid.*, pp.63-64.
- (34) *ibid.*, p.64.
- (35) *ibid.*, p.68.
- (36) Martinot, B., *op.cit.*, pp.71-73.
- (37) Depétris, F., *op.cit.*, pp.69-71.
- (38) *Le Monde*, 17. oct. 2002.
- (39) Commissariat Général du Plan, *Le gouvernement économique de la zone euro*, La documentation française, 1999, p.114.
- (40) Depétris, F., *op.cit.*, pp.72-73.
- (41) Conseil d'analyse économique, *Coordination européenne des politiques économiques*, La documentation française, 1998, p.35.
- (42) *ibid.*, p.38.
- (43) *ibid.*, p.39.
- (44) de la Serre, F., et Lequensne, c., dir., *Quelle union pour quelle europe? — après-traité d'Amsterdam —*, Editions complexe, 1998, p.30.
- (46) Martinot, B., *op.cit.*, pp.15-17.
- (47) Commissariat Général du Plan, *op.cit.*, p.107.

- (48) Martinot, B., *op.cit.*, p.19.
 (49) *ibid.*, p.23.
 (50) *ibid.*, p.31.
 (51) *ibid.*, p.32.
 (52) *ibid.*, p.33.
 (53) *ibid.*, p.35.
 (54) Commissariat Général du Plan, *op.cit.*, p.141.
 (55) Martinot, B., *op.cit.*, pp.36-37.
 (56) *ibid.*, p.38.
 (57) *ibid.* p.38.
 (58) *ibid.*, pp.40-41.
 (59) *ibid.*, pp.43-44.
 (60) *ibid.*, p.42.
 (61) Depétris, F., *op.cit.*, p.12.
 (62) Commissariat Général du Plan, *op.cit.*, p.91.
 (63) Depétris, F., *op.cit.*, p.14.
 (64) *ibid.*, pp.15-16.
 (65) Barthe, M-A., *Économie de l'union européenne*, Economica, 2000, pp.266-270.
 (66) Depétris, F., *op.cit.*, pp.18-19.
 (67) *ibid.*, pp.20-24.
 (68) Depétris, F., "Aspects politiques de l'intégration économique et monétaire" in Depétris, F., dir., *op.cit.*, p.21.
 (69) *ibid.*, p.26.
 (70) Pérès, R., *Themes d'actualité — économiques, politiques, et sociaux 2001-2002*, Vuibert, 2001, p.9.
 (71) Pérès, R., *op.cit.*, p.19., Insee, *L'économie française — comptes et dossier 2004-2005*, p.153., Insee, *Tableaux de l'économie française 2004-2005*, 2004, pp.80-81.
 (72) Bulletin de la Banque de France, juin, 2005, p.3.
 (73) Conseil d'analyse économique, *Coordination européenne des politiques économique*, La documentation française, 1998, pp.13-17.
 (74) Lafay, G., *L'euro contre l'europe?*, arlea, 1997, p.126.
 (75) Bulletin de la Banque de France, *op.cit.*, p.3.
 (76) Bulletin de la Banque de France, 2002-2004.
 (77) *Le Monde*, 31, mais, 1, juin, 2005.
 (78) Insee, *Tableaux de l'économie française, 2004-2005*, 2004, pp.88-89.
 (79) Heathcote, E., "Suburban 'prison' for France's immigrant poor" *Financial Times*, 19/20, nov., 2005.
 (80) Khalaf, R., & Arnold, M., "A revolt of youth without religions motivation" *Financial Times*, 9. nov. 2005.
 (81) *L'Express*, 10/11.2005., p.22
 (82) *Le Monde*, 16. nov. 2005.
 (83) *L'Express*, 10/112005, p.28
 (84) *Le Monde*, 9. nov., 2005.
 (85) *Le Monde*, 31. mai., 1. juin., 2005.
 (86) Alleron, M., Bon, P., Bonnaud, J-J., *op.cit.*, p.119.

- (87) *Le Monde*, 4.oct., 2005
 (88) *Financial Times*.31, may, 2005.
 (89) *Le Monde*, 5. avr., 2005.
 (90) *Financial Times*, 21, nov., 2005.
 (91) *Financial Times*, 18. nov., 2005.
 (92) *Le Monde*, 22. oct., 2005.